

石狩湾新港管理組合告示第46号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成29年10月6日

石狩湾新港管理組合
管理者 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

物品の売払（鉄くず等）271.58t

(2) 契約の目的の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 搬出期限 平成29年11月10日（金）

(4) 引渡場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年10月6日付け石狩湾新港管理組合告示第45号に規定する物品の売払契約（鉄くず等）に係る資格（以下「資格」という。）を有すること。

3 契約条項を示す場所

石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合

(2) 入札日時 平成29年10月24日（火）10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 入札説明書の交付に関する事項

入札説明書及び競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配付する。

- (1) 配付期間 平成29年10月6日（金）から平成29年10月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成29年10月6日（金）午前9時から平成29年10月16日（月）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。

- (2) 配付場所 4に同じ。

また、インターネットによる場合は、石狩湾新港管理組合ホームページの「入札情報」（<http://www.ishikari-bay-newport.jp/>）から配付を行う。

- (3) 配付方法 直接配付又はインターネット配付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

- (4) 費用 無料とする。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

石狩湾新港管理組合財務規則（昭和53年規則第7号。以下「財務規則」という。）第98条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第101条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 入札説明について

下記の期間、現地説明を行うので、希望者は前日までに下記に電話連絡で申込みを行うこと。

ア 現地説明期間

平成29年10月10（火）日から平成29年10月18（水）日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 連絡先

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ 電話番号 0133-64-6661

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ 所 在 地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南2丁目725-1

ウ 電 話 番 号 0133-64-6661

(5) 代金の支払い方法

入札説明書による。

(6) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。